

原発事故影響報告2

原発事故が農山村の自然資源利用 と暮らしに与えた影響と被害

岩手県一関市の原木シイタケ生産を事例として

山本信次(岩手大学農学部)

設楽みさき(元岩手大学大学院農学研究科)

佐藤侑(元岩手大学農学部)

報告の視座

環境社会学は公害問題などにおいて看過されがちな被害や被害者を可視化することで、被害救済への取り組みを原因者や政府に要求し、一定の成果。福島第一原子力発電所事故により生じた避難や環境汚染においても、そうした「アクチュアリティ」は発揮されている。

しかしながら、その貢献は多くの人々が危機感を共有しやすい放射性物質影響による「医学・健康問題」あるいは被害者像が特定・可視化しやすい「避難者問題」への言及が多い

原発事故による放射性物質汚染は農山村とそれを取り巻く自然資源に対するものが多くを占め、そこは農山村住民の暮らしと生産の場であった。→「視えない被害」への言及の薄さ

農地の汚染についてはカリウム散布など技術的な対応が可能な面もあり、対応がなされているが、自然資源を利用した生産やマイナー・サブシステムのムラの暮らしへの言及は未だ少ない。

本報告では、潜在化しがちな原発事故が農山村に与えた被害の一端を解明すること、またそれにより社会の原子力発電に対する意思決定の材料を提供することを目的とするものである。

背景①被害の把握

福島第一原子力発電所事故により、日本全土で多大な影響・被害が発生した。特に東日本では多大な環境汚染が引き起こされた。

除本(2012)は、被害を把握するための基本的視座として、被害には、

金銭で回復可能な
「相対的損失」

取り返しのつかない
「絶対的損失」

背景②被害を明らかにする基本的視点

相対的損失 + **絶対的損失**
(金銭で回復可能) (取り返しのつかない)

実害レベル
の被害



金銭換算
された被害

金銭的価値の喪失
絶対的損失を金銭換算した被害

補償請求額

原賠審が被害補償の最低限として示した指針を東電は事実上補償の上限基準にしている

補償支払額

支払われざる被害

注)概念の相互関係を示したものであり、絶対的な大きさは意味を持たない

大島・除本(2012)「原発事故の被害と補償『フクシマと人間の復興』」より引用

背景③支払われざる被害が発生する要因

被害者が被害を提起しない

藤川(2012)は「被害者が被害を認識できていないため」

被害の潜在化

船橋(1999)は(一般的な公害問題で)

「被害者が差別的な扱いを避け話さない」

防衛的被害隠し

金子(2015)は、積極的に被害を訴えない事柄として

マイナー・サブシステムをその典型例として提示

→本報告でとり上げる原木キノコ生産はマイナーサブシステムの極小規模経営から産業的大規模経営までを含み、大規模経営においても森林との関係性などマイナーサブシステムの要素を含むのが特徴

背景④社会に認識されづらい被害(「農的な暮らし」)

マイナーサブシステムを含んだ「農的な暮らし」は、

農山村の暮らしにおける自然との関係性への認識が希薄な都市の住人は原発事故による影響に気づきづらく、その影響を被害と認識しづらい

「賠償されるべき被害だと、
広く一般的には認識されづらい」被害

背景⑤社会に認識されづらい被害(受益圏・受苦圏)

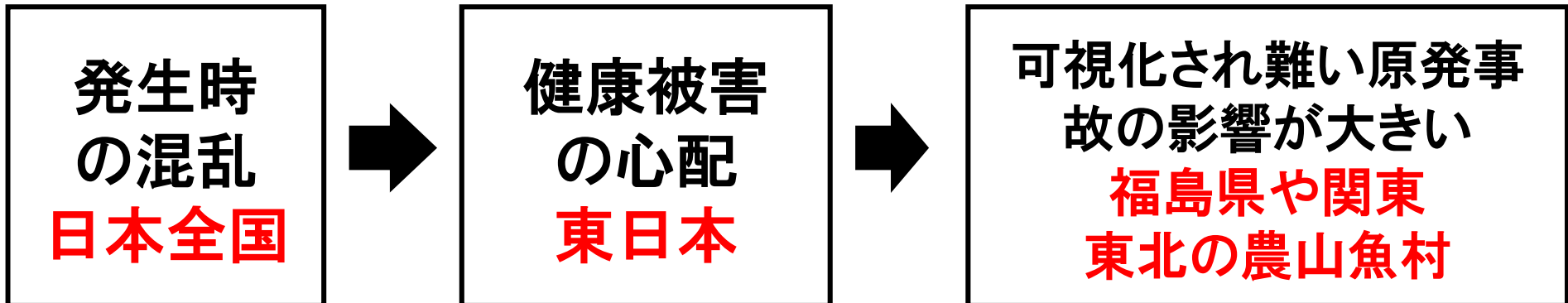
海野(2001)は

社会事象がもたらす正負の効果が社会的(地域的・階層的)に偏在している

福島第一原子力発電所の電力的受益圏: 東京電力管内

経済的受益圏: 株主

原発事故の受苦圏



受益圏・受苦圏の社会的偏在

受苦圏の範囲・性質の変化

社会に被害の認識をしづらくしている

研究目的

本研究では、農山村の生業のうちの原木シイタケ生産を事例とし

生産を再開している農家 廃業してしまった農家

双方に行うことで

それぞれが抱える問題をあきらかにし、

原発事故の

見えざる被害の可視化

被害の潜在化の防止

補償の方法・制度の妥当性について考察する

ただし最もマイナーサブシステムの生産様式である自給的な極小規模生産者については統計に表れないことなどから今回の調査からは抜け落ちている

調査方法

聞き取り調査

調査対象：一関市役所産業経済課

一関地方森林組合事業部

JAいわて平泉園芸課

生産を再開・停止した生産者

調査内容：大東町のしいたけ栽培の沿革

被害の概要 補償・支援について

栽培規模・収入の位置づけ

生産を再開・やめた理由 等

文献調査：

関連する文献の整理・分析

調査地概要

岩手県一関市大東町

面積:約279km²

世帯数:4,740世帯

人口:13,997人

総農家数:2,516戸

大東町における

事故以前の生産者数:138名

再開の意思が確認できる

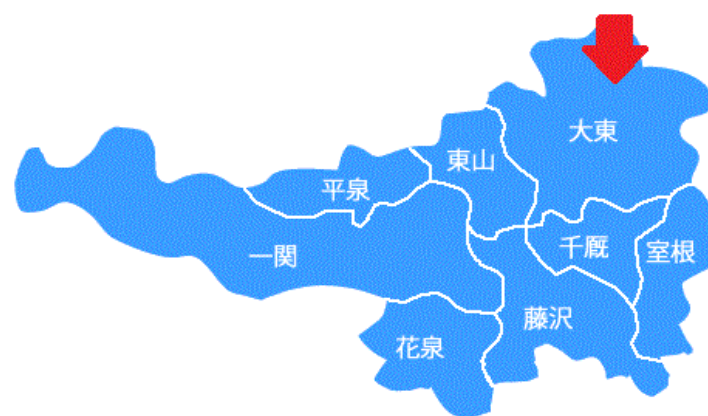
生産者数(2016.8.12):29名

出荷制限解除がなされた

生産者数(2016.2.10):16名



(日本大百科全書より引用)



(公益社団法人一関地区法人会HPから引用し、一部加工)

シイタケの栽培方法の分類

菌床栽培: オガコ、栄養剤、水を攪拌調整した後に容器に詰め殺菌を行ってから接種、培養し、施設で栽培する方法

原木栽培: 0.9m~1.2mの原木に種菌を接種して栽培する方法

→ **施設栽培**: 環境の整った空調施設内で栽培

→ **露地栽培**: 自然環境の中でキノコの発生しやすい場所を選び栽培

原木露地栽培のシイタケが最も放射性セシウムの影響を受けやすい

大東町は原木露地栽培が一般的だったため大きな被害を受けた



大東町におけるしいたけ栽培の沿革

「大東しいたけの歩み」(大東町乾しいたけ品評会1998)から

第1期(～S30年代)

「シイタケ栽培の導入」(小規模生産の開始)

第2期(S40年代前半)

「豊富な木炭原木を活用したシイタケ栽培の拡大」

第3期(S40年代後半～S60年代)

「行政の支援による干シイタケ導入とさらなる発展」

第4期(H1～震災)

「シイタケ栽培を取り巻く厳しい状況」(輸入・高齢化)

さらに現在は、

第5期(震災～)「震災からの復興」

大東町におけるシイタケ生産の位置づけ

- 大東町では山村の所得向上を目的にシイタケ栽培が始まった(大東町2005)
- シイタケ生産のコスト削減のために原木を自分で生産しており、地域の山林が重要な役割を果たしていた(伊藤ら2009)
- 品評会や日常生活などで地域の人々がシイタケを通じて交流をしていた。

シイタケ栽培の被害は商品生産活動の
被害のみならず
「山村の暮らし」そのものへの被害として
の側面が強い

シイタケ生産への原発事故の影響

- 2011年3月東日本大震災・原発事故発生
- 同3月に食品の暫定基準値が設定・シイタケは一般食品の500bq/kg、10月には原木，楢木，菌床培地の基準値も設定。
- 翌2012年2月、前年度産乾シイタケから基準値を超える放射性セシウムを検出。岩手県から出荷自粛要請。
- 4月には食品の基準値が100bq/kgに改定。同時に原木，楢木，菌床培地の基準値も変更。
- 同じく4月に平成24年産原木生しいたけ(露地栽培)から基準値を超える放射性セシウムが検出，県から出荷自粛要請、国からの原木しいたけの出荷制限指示
- 2015年の4月から原木しいたけ(露地栽培)のうち，県の定める管理計画に基づき管理されるものの出荷制限解除

調査結果①生産者の概要

	生産再開			廃業		
	A	B	C	D	E	F
経営体制	生産組合	専業	専業	専業	兼業	兼業
雇用	常時	繁忙期	繁忙期			繁忙期
栽培形態(事故前)	露地	露地	露地	露地	露地	露地
栽培形態(事故後)	施設	施設	施設			
年間植菌本数 (事故前)	10000~	10000	10000	5000	3600	8000
年間植菌本数 (事故後)	~10000	3000	5000			
年齢	50代	60代	60代	60代	70代	70代
原木の入手方法 (事故前)	購入	自家	自家+ 不足時購入	自家	自家	購入
原木の入手方法 (事故後)	購入	購入	購入			
賠償請求の 窓口	東日本 原木しいたけ 協議会	農協	森林 組合	農協	森林 組合	森林 組合

結果②生産を再開した生産者への影響

A氏

「原発事故により、以前までの販路がその業者の取扱停止などや出荷していない時期などがあったため、生産再開に際し、新たな販路を開拓した。また、失われてしまった地域ブランドに変わる付加価値を付けるため、生産したシイタケを独自にブランド化するなどをした。これは、売上の向上とともに、地域のシイタケ生産をもう一度盛り上げるとの思いもあった。」

結果②生産を再開した生産者への影響

B氏

「これまで、地元の原木を利用した原木露地栽培をしていたが、放射性物質対策のためにハウスを利用した施設栽培にせざるを得なかった。その資金も、シイタケ生産に使用していない期間はトマトを育てたりするなどして、農業用のハウスとして申請するなどし、様々な補助金を利用して確保した。」

結果②生産を再開した生産者の影響

C氏

「原発事故で地域の山から原木を得ることが出来なくなってしまったので、他の地域からこれまでとは違う樹種の原木を購入せざるを得ない。

また、購入では従来の原木価格の半額を国庫補助、農協・県森連・協業体等の事業主体がかかりまし経費を東電に賠償請求するなどがあり、震災以前の価格以下のコストになってはいる。

しかし、一度購入した原木の全額を払わなければいけないためこれ以上の規模拡大は難しい。」

生産再開生産者の「語り」の特徴

- 経営再開者は大規模経営が多く、専門的・企業的経営が多い傾向
- 商業的生産活動的色合いの濃い大規模生産者の「語り」は地元の産業・個別経営をいかに立て直すかという側面が強い。
- しかし地域資源との関係性への言及など単なる商品生産とは異なる側面

結果②生産を再開した生産者の影響

生産を再開したが、

- ・栽培規模の縮小
 - ・栽培方法の変化
 - ・使用する原木の産地と入手方法、樹種の変化
- など、

事故前のシイタケ生産への回帰ができた訳ではない

補助に関しても制度設計の不備があったり、賠償も請求時の窓口の主体により受け取る時期、金額に差が生じている。

結果③生産再開を断念した生産者

D氏

「シイタケ生産をやめたことは収入がなくなっただけでなく、シイタケ生産の面白さ、シイタケを通して存在したつながりが失われてしまった。また、より良いシイタケを生産するためにこれまで熱心に手を加え、自慢だったシイタケ生産の(原木)山が、原発事故により荒れ果ててしまい、これまで長い時間をかけて培ってきた誇りを失ってしまった。」

結果③生産再開を断念した生産者

E氏

「大好きな山に関わることとして始めたシイタケ栽培ができなくなり、山に関わる機会がなくなった。また、自分のシイタケの評判が口コミで広がり、販路が拡大していく中で様々なつながりがあった。それも事故以降、生産をやめてしまったのでなくなってしまった。」

結果③生産をやめてしまった生産者

F氏

「地域の業者からの原木の購入や、季節雇用をしていたことで地域に貢献しているという思いがあった。

また、賠償請求をしていく中で、「いつまでやっているんだ」「お金のためか」などといわれることがあり、地域の人々との関係性が分断された。

また、家族が繁忙期に帰省して手伝うといった家族の交流の機会も失われた。」

生産再開断念生産者の「語り」の特徴

- 生産活動そのものの「おもしろさ」・「たのしさ」への言及など商品生産ではありつつも「マイナーサブシステンス」的側面への言及が強い(大規模にも無論ある)
- 再開者同様、地域資源との関係性への言及など単なる商品生産とは異なる側面
- 事故被害に伴い、「失われたもの」・「傷ついたもの」として「誇り」や「人間関係」などへの言及が多い

結果④山村の暮らしでの原発事故の影響

シイタケ生産に関係して存在していた、

- ・生産者同士や産業関係、消費者とのつながり
- ・手伝いに帰省する家族との交流の機会
- ・イベントなどでの地域の人々との交流
- ・シイタケ生産で得られる面白さ
- ・地域の山など自然との関係性
- ・地域への貢献や誇り

多くの自然や人との関係性が失われた

考察①山村における「被害」の実態

金銭で回復可能な相対的損失として

- ・生産を続けていた場合の逸失利益(一部賠償)
- ・原発事故による原木入手コストの増加
(一部賠償と補助)
- ・新たな設備投資(汚染対策費、施設化等)(一部補助)
などがある。

が十分とは言えない…

考察①山村における「被害」の実態

取り返しのつかない絶対的損失として
シイタケの生産を通して存在した

- ・シイタケ生産での面白さ ・山への関わり
- ・家族や地域の人々との交流
- ・同業者や産業関係者、消費者など様々なつながり

など、かけがえのないものが失われた。

これは金銭換算が難しく、賠償の対象にならない。

また、賠償金を請求していく中で深まった溝などの関係性の分断や地域コミュニティの崩壊も金銭的に取り返しのつかない大きな被害である。

考察②適切な賠償のために

原発事故のシイタケ生産への賠償では、通常

$$\begin{aligned} & \text{(原木一本あたりから収穫できるシイタケの平均量)} \\ & \quad \times \\ & \text{(シイタケの平均価格)} \times \text{(原木数)} \end{aligned}$$

熱心な生産者ほど賠償が小さくなってしまおう

また、賠償時に書類を揃えやすいなど、個人の事情により賠償請求の窓口の主体が違うため、賠償金の受け取れる時期や金額に差が出てしまっている。

個人の事情を考慮して、賠償金を算出するのは加害者の役割ではないのか？被害に見合った賠償がなされるべき。

賠償請求窓口の相違問題1

- A氏：事故発生直後，震災前からシイタケ出荷を取り扱う岩手県森林組合連合会（県森連）と農協を通じて賠償請求
- 県・県森連・農協はホダ木一本あたりの植菌数や，ホダ木から収穫されるシイタケ算出量の平均値を定め，それをすべての生産者に適合させることで，県内全域の被害を受けた生産者の賠償請求を一括で行うことを可能にした。多様で多数な生産者を包括し，迅速に賠償を請求するという点で発災直後の時点では，適切な対応であった。
- 一方で，賠償植菌数，収穫量が平均より多い生産者にとっては平均化されることで賠償額が減額されるという問題点も否めなかった。
- そこでA氏は，震災後二年目からは自身の組合と条件の近い大規模生産者によって構成されている東日本原木シイタケ協議会を通じた賠償交渉に切り替えを行なった。

賠償請求窓口の相違問題2

- 東日本原木シイタケ協議会とは原木シイタケの放射能汚染問題の解決を目指す生産者で組織されており、2011年11月に発足し2014年7月時点で1都16県の約450人が所属している。この協議会は被害を受けた生産者のデータを個別に作成し、それに基づき賠償請求を行うため、県レベルでの賠償請求よりも生産者ごとの要求に細やかに対応できる。そのため、A氏は協議会との連携後、賠償単価を上昇させ、それまで認められなかった被害項目を東電に認めさせることに成功している。
- 具体的には賠償施設および敷地内の通路の除染費、植菌したが出荷できない遺失利益、植菌できなかった分の逸失利益等である。しかし、未だ十分に賠償されていない多くの被害が残っている。A氏は、聞き取り調査を下生産者の中ではよりよい条件で賠償を受けられた。それは、生産組合を設立し企業的に生産をしていたので、賠償時に複雑な書類を求められても企業的経営に基づく明文化されたデータを元に提示できたこと、A氏にとってのシイタケ生産はマイナーサブシステムの副業でなく、主要事業であったことから賠償請求に専従的に対応することが可能であり、交渉を成立させることが可能だったことなどがある。さらに、東日本原木シイタケ協議会というA氏の組合の特徴にあった請求をしてくれるパートナーと協働した賠償交渉を行ったことも大きいといえる。

賠償請求窓口の相違問題3

- しかし、他の生産者はA氏よりも劣る条件での賠償になった。それは、D, E, F氏のような小規模あるいは兼業的な生産者にとっては、A氏のように賠償請求のための複雑な書類を提示できなかったことによる
- F氏は知人から紹介され東日本原木シイタケ協議会を通じて賠償請求を行おうとしたが、必要な書類を揃えられなかったために断念せざるを得なかった。経済的体力や兼業といった形態のためにA氏のように賠償請求に専従的に対応できなかったことが上げられる。
- しかし大規模生産者でありながらB, C氏ともそれぞれ農協, 県森連を通して賠償請求をしている。これはA氏のように対応できなかったということではない。B, Cとも古くからの地域を代表するシイタケ生産者であり、農協, 県森連との付き合いが長かった。そのために、東日本原木シイタケ協議会の存在を知りつつも、これまでの付き合いから、B氏は農協, C氏は県森連を通して賠償請求を行った。
- また、F氏から賠償請求をしていく中で周囲から「いつまでやっているんだ」「お金のためか」といった言動があったことから、A氏のように賠償請求に専従的に対応できなかったのは、経営形態の違いだけではなく、周囲との関係性も大きく影響していたのではないかと思われる。

考察③「視えない被害」の可視化に向けて

これまで指摘したように

- ・家族や地域の人々の関係性
- ・同業者、産業関係者、消費者とのつながり
- ・地域の自然との関わり

といったかけがえのないものが失われた
さらにそのことが農山村で暮らすことの「豊かさ」
でありながら、無視され続けている

「視えない被害」は償われないどころか、問題にすらされない

これら被害の全容を把握するためにも、人間と自然の関係性に着目してきた「環境社会学」の一層の貢献が望まれるのではないだろうか？

参考文献

- ・小島延夫(2011):「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」, 法律時報 83(9・10), 55-65
- ・大島堅一、除本理文(2012):「原発事故被害と補償—フクシマと「人間の復興」」, 大月書店, 175pp
- ・藤川賢(2012):「福島原発事故における被害構造とその特徴」, 環境社会学研究(18), 45-59
- ・船橋晴俊、古川彰(1999):「環境社会学入門—環境問題研究の理論と技法」, 文化書房博文社, 281pp
- ・金子祥之(2015):「原子力災害による山野の汚染と帰村後もつづく地元の被害 —マイナーサブシステムの視点から—」, 環境社会学研究 (21), 106-121
- ・緑川知至(2015):「福島第一原子力発電所事故による地域資源利用の変化から見た暮らしへの影響—福島県須賀川市泉田を事例として—」, 卒業研究
- ・海野道郎(2001)「講座環境社会学—環境社会学の視点 第6章『現代社会学と環境社会学を繋ぐもの—相互交流の現状と可能性』」, 有菱閣, 271pp
- ・一関市:「統計情報」,
<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,116.html> 2016年11月2日更新 2017年1月30日閲覧